

公益社団法人日本パークゴルフ協会用具認定に関する規程

(平成23年2月24日制定)

(目的)

第1条 パークゴルフの原点、思想を厳守し、かつ安全面の配慮と健全な普及推進と公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という）の権利を守るため、パークゴルフ用具の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 用具の公認を申請できるものは、日本協会入会に関する規程（平成23年2月24日制定）第2条第5号に定める工業会賛助会員として入会を承認されたものである。

2 申請は営利、非営利を問わず、全て必要とする。

(認定)

第3条 公認用具は、日本協会パークゴルフ用具の基準（平成23年2月24日制定。以下「用具基準」という。）に適合した用具として、日本協会が認定したものである。

(申請)

第4条 用具の公認申請にあたっては、用具公認申請書（別記様式1）に審査用用具及び別に定める添付書類を添えて日本協会に提出するものとする。

(試験検査)

第5条 申請にあたって提出された審査用用具は、公的機関に依頼の上、用具基準に基づく別に定める試験項目について、検査を行わなければならない。

(認定審査)

第6条 公認用具の認定は、前条の試験結果及び用具基準に基づき、日本協会パークゴルフ認定審査委員会（平成23年2月24日制定）による審査委員会の審査を経て認定する。

2 日本協会は、前項の規定により公認用具として認定したときは、申請者にパークゴルフ用具公認証（別記様式2）を交付する。

3 公認用具に、モデル変更（塗装、グリップの変更等を含む）、デザイン、形状等の追加又は変更もしくは名称、型式番号又は価格の変更などを行った場合においても、第4条の例により再申請を必要とする。

4 公認用具は、3年ごとに第4条の例により更新の認定申請をしなければならない。

5 第5条及び本条の関係規定は、前項、前々項の申請に準用する。

(認定シール)

第7条 認定された公認用具の販売にあたり、公認用具である証としての「日本協会（NPGA）認定品」シール（以下「認定シール」という。別記様式3）を貼付しなければならない。この場合において、用具のうち、「クラブ」にはシャフトに直接、「ボール」及び「ティ」にはパッケージ等に貼付するものとする。

2 認定シールは、公認用具認定シール交付申請書（別記様式4）により交付する。

(認定料)

第8条 認定料は、認定シールの交付枚数により算定するものとし、別表のとおりとする。

2 前項の認定料は、認定シールの交付に合わせ、別に定める納付書により納期限までに納付しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 次の各号に該当するときは、公認用具の認定を取消し、場合によっては日本協会会員を取り消す（第6号を除く。）ものとする。

- (1) 申請内容に又は申請の際提出された審査用用具と市場で販売されている用具の実態に相違があったとき
- (2) 販売されている公認用具に用具基準に違反する事実が発見されたとき
- (3) 再申請又は更新申請を受けないとき
- (4) 認定シールを貼付せずに販売を行ったとき
- (5) 認定料を指定期限までに納付しないとき
- (6) 日本協会会員の資格を喪失したとき又は入会取消しをされたとき

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

- 1 この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定した「国際協会用具認定規程に関する規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に国際協会の規程の規定に基づいてなされた認定、承認、指示、決定、その他処分又は申請、届出、その他の手続きは、この規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成26年2月20日、第4回理事会改定)

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日、第3回理事会改定)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

別表（認定料 第8条関係）

品目	計算法	率
クラブ	本体価格×率×数量	0.020
ボール	本体価格×率×数量	
ティ	本体価格×率×数量	
定額（年額）	370,200円	
備考	※別途消費税 ※定額（年額）は、公認メーカーとして承認された時期又は公認メーカーでなくなったとき（取消し等を除く。）が年の中途である場合は、月割りをもって計算する。	